

在宅生活を送りやすくするための制度

制 度	給付上限額 (一部自己負担あり)	対 象 者	窓 口 (本庁舎)
日常生活用具（歩行支援用具）の給付 手すり、スロープ等の支給（住宅改修を伴わない）	60,000円	身体障害（平衡機能、下肢もしくは体幹機能障害）1～3級、下肢が不自由難病患者など	障害福祉課 障害福祉係 (1階)
日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付 移動を円滑にする用具を設置する際に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	身体障害（下肢、体幹機能障害）1～3級など	
※その他の種類の日常生活用具や補装具の交付・修理の制度もあります。	※給付内容により異なります		
重度障害者（児）住宅リフォーム費用助成 居住する住宅を障害者に適応するために改造する費用の一部を助成	412,000円	・身体障害（下肢または体幹機能障害が1級又は2級） ・療育手帳 ^④ ※所得制限あり	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; border-radius: 10px;"> 障害者手帳をお持ちの方で、介護保険による給付制度が利用できる方は、介護保険制度の利用が優先されます。 </div> 介護 保 険 制 度 高齢福祉課 介護管理係 (1階)
福祉用具貸与 特殊寝台、車いす、工事を伴わない手すり、工事を伴わないスロープなど	介護認定の程度により異なる	介護保険被保険者 (要支援・要介護の認定がある40歳以上の方)	
特定福祉用具購入費支給 腰掛便座、入浴補助用具 など	年間 100,000円		
住宅改修費支給 工事を伴う手すり設置、引き戸などへの扉交換 など	200,000円 原則として同一住宅		
住宅リフォーム助成制度 市民が自ら居住する住宅において、市内の施工業者によるリフォーム工事を行う方に、費用の一部を助成	100,000円	・土浦市内に住所を有する方で、対象の住宅の所有者であること ・市内の施工業者が工事を行うこと(本店または支店がある業者) ・市税の滞納が無いこと など	住宅営繕課 住宅係 (4階)

※詳しくはホームページまたは各窓口までお問い合わせください。

住宅改修に関する貸付制度（障害者）

① 障害者住宅整備資金貸付	
実施主体	土浦市
窓口	障害福祉課
対象	身体障害者手帳1～4級 知的障害（知能指数おおむね35以下 A ㉔）
貸付金額上限	300万円
据置期間	6月
償還期限	10年
連帯保証人	必要
利子	0.3%（R5.2.1現在） ※変動あり

「障害者住宅整備資金貸付」については、令和5年度末をもって、制度の廃止を予定しております。

② 生活福祉資金貸付 （福祉費：住宅の増改築、補修等）		
茨城県社会福祉協議会		
土浦市社会福祉協議会		
低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯
250万円		
6月以内		
7年		
連帯保証人 有…無利子 無…年1.5%		

障害者世帯とは

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
などの手帳所持者
- 障害者総合支援法のサービスを利用している方

- 社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」は、住宅改修にかかるものだけではなく、さまざまな目的での貸付があります。
- 詳しくは、土浦市社会福祉協議会へお問い合わせください。